

札幌市農業支援センターデジタルフルカラー複合機保守管理業務

仕様書

1 対象機器

RICOH IM C3500F 1台

2 設置場所

札幌市経済観光局農政部農業支援センター

3 履行期間

令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで

4 業務内容

デジタルフルカラー複合機の機能維持を図るため、機器の設置場所に技術員を派遣し、定期的に点検を行う。また、機器に故障が生じた場合は、直ちに技術員を派遣し、迅速に修理し、正常な機能を保持させるほか、印刷用紙を除く消耗品予備手持ち量に不足を知ったときは、受託者は速やかに当該消耗品を供給し、機器を円滑に使用できるようにすること。

保守(訪問)対応時間は、原則、月～金曜日(休日及び年末年始を除く)の8:45～17:15とする。

5 保守料金

保守料金はカウント1枚(積算カウンター数値1)につき、別表のとおり、区分に応じた額とする。ただし、機器の保守管理に必要な部品及びトナーを含む(印刷用紙を除く)。

なお、不良複写品等控除分(受託者の責めに帰するものと認められる原因で生じた不良複写品及び受託者の技術員が当該複写機器の保守により使用した複写品の枚数をいう。以下同じ。)として、モノカラーコピー及びプリント1%、フルカラーコピー1%、フルカラープリント1%とし、コピーカウント枚数よりその分を控除する。

6 完了届及び報告書

受託者は原則毎月10日までに保守業務に係る完了届を札幌市経済観光局農政部農業支援センターに提出しなければならない(3月分は月末までに提出しなければならない)。また、受託者は機器の故障による修理等を実施したときは速やかに報告書を提出し、委託者の確認を受けなければならない。

7 使用予定枚数

1月あたりの使用予定枚数は次のとおりとする。ただし、この予定枚数は令和3年

4月から令和5年11月使用分までの実績から算出したもので、本業務の履行にあたり保証するものではない。

なお、下記枚数は上記5の控除枚数を差し引いた後の枚数である。

区 分	使用予定枚数
モノカラーコピー及びプリント※1	5,500 枚/月
フルカラーコピー※2	30 枚/月
フルカラープリント※3	460 枚/月

※1 2色・単色・白黒モード及び自動カラー選択で白黒判定された出力、またはCMYKのうち2色以下を使用して出力する場合。

※2 フルカラーモード及び自動カラー選択でフルカラー判定された出力、またはCMYKのうち3色以上を使用して出力する場合。

※3 プリンター機能(ドキュメントボックスに蓄積したものの出力を含む)でCMYKのうち3色以上を使用して出力する場合。

8 留意事項

- (1) 不具合が生じた場合の復旧対応及び印刷用紙を除く一切の消耗品の交換または補充については、経済観光局農政部農業支援センターの依頼に基づき、速やかに対応すること。
- (2) 当該保守業務の履行にあたり、技術上の関係から一般的にメーカー（保守を担当するメーカーの関連会社を含む。）が対応する部分については、当該会社への再委託を認める。この場合において、受注者は、契約締結後再委託先を申し出ること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。

9 環境に対する配慮

本業務においては、環境関連法令等を遵守するとともに、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

10 本仕様書に関する問い合わせ先

札幌市東区丘珠町 569 番地 10

札幌市経済観光局農政部農業支援センター

担当 小野 (TEL011-787-2220 FAX011-787-2221)

別表

1 契約単価

区 分		単価 (1枚あたり)	不良複写品等控除
コピー及び モノカラー プリンター	500 カウント/月までの 使用1カウントにつき		1%
	501 カウント/月から 1000 カウント/月までの 使用1カウントにつき		
	1001 カウント/月以上の使 用1カウントにつき		
フルカラー コピー	1,000 カウント/月までの 使用1カウントにつき		1%
	1,001 カウント/月から 3,000 カウント/月までの 使用1カウントにつき		
	3,001 カウント/月以上の 使用カウントにつき		
フルカラー プリンター	1,000 カウント/月までの 使用1カウントにつき		1%
	1,001 カウント/月から 3,000 カウント/月までの 使用1カウントにつき		
	3,001 カウント/月以上の 使用カウントにつき		

2 支払金額

一月ごとの支払金額は、当該月の印刷枚数から不良複写品等控除分（小数点以下切上げ）を減じた枚数に、区分ごとの契約単価を乗じて得た金額（円未満の端数は切捨て）の合計金額に、消費税及び地方消費税の額として当該金額の10%の額を加算した金額（円未満の端数は切捨て）とする。